

# マイナンバー

平成28年1月1日から

## 制度が始まりました



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

### 役場での手続きなどでマイナンバーが必要になります

マイナンバー制度が本年1月から開始され、個人情報保護に配慮しながら、税・社会保障・災害対策の各分野の手続きの際には、原則としてマイナンバーの記載が必要になりました。

申請等の際に、マイナンバーが記載されていないことで、申請書等を受理しないということは当面ありませんが、制度の確立のため皆様方のご協力をお願いいたします。



いろんな手続きで必要になったんだね。

### ■マイナンバーの記入が必要な各種申請や届け出

申請・手続き等	担当課
国民健康保険・後期高齢者医療に関する各種申請等	健康増進課 ☎ 73-5502
介護保険に関する各種申請等	介護保険課 ☎ 73-5503
障害者（児）福祉・児童福祉・老人福祉・福祉医療・生活保護に関する各種申請等	福祉課 ☎ 77-5505
住民税、固定資産税、軽自動車税等の賦課徴収に関する各種申告書等（開始時期は税目により異なります） ※税諸証明申請書には個人番号は不要ですが、なりすまし申請の防止のため「申請人の身元確認」を行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。	税務課 ☎ 74-1008
町営住宅に関する各種申請等	生活衛生課 ☎ 79-1010

※代理申請をされる際は各担当課へお問い合わせください。

### マイナンバーの利用時に本人確認が必要となります

確認方法（以下の①か②で行います）

- ①通知カードと身元確認用書類※  
（通知カードが手元ない場合は個人番号が記載された住民票で代用可）



通知カード

+



運転免許証やパスポート等

- ②個人番号カード  
（個人番号確認と身元確認が1枚でできます）



個人番号カード（マイナンバーカード）

申請書等にマイナンバーを記入いただく場合には、マイナンバーの確認と、いわゆる「なりすまし」による不正な申請を防止するため、申請者の本人確認を行うことになりました。

マイナンバーの確認は、このたび送付された「通知カード」で行い、身元確認は写真付きのもの（免許証など）であれば1点、写真なしのもの（保険証など）であれば2点以上で行いますので、窓口に来られる際はこれらの書類をお持ちいただく必要があります。

ただし、申請して取得する顔写真入りの「個人番号カード（マイナンバーカード）」があれば、身元確認用書類を兼ねますので、早い時期でのマイナンバーカードの取得をお勧めします。

※身元確認用書類とは

- 1点で確認するもの…運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など
- 2点以上で確認するもの…健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳など

### 取り扱いの注意点

マイナンバーは生涯にわたって使うものです。番号が漏えいし不正に使われる恐れがある場合を除き、原則マイナンバーは一生変更されませんので大切にしてください。法律や条例で定められた社会保障・税・災害対策の手続きで行政機関や勤務先などに提示する以外は、マイナンバーを他人に教えないようにしてください。

また、町の職員が電話でマイナンバーの番号を尋ねることはありません。マイナンバーに関連して資産情報や口座番号を聞き取ったり、情報削除等の申し出を電話や訪問などで聞き取ることもありません。不審な電話や訪問は断るなどして、すぐに役場や警察に相談してください。

■マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(950)0178 平日9:30～22:00（土日祝は17:30まで）